

議案第 2 号

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年 2 月 25 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年加西市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鎮岩地区コミュニティ供用施設	加西市鎮岩町 4 2 9 番地の 1
栄地区コミュニティ供用施設	加西市栄町 2 5 3 番地の 1
万願寺地区コミュニティ供用施設	加西市上万願寺町 3 9 2 番地

別表を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

国等の補助金を活用し建設したコミュニティ供用施設について、譲渡可能となった施設を地元自治会施設とするため改正するもの。

(施設名) 常吉地区、尾崎地区、別府中地区、別府東地区、国正地区、鴨谷地区、小谷地区、古坂2丁目・古坂3丁目地区、段下地区、中富地区、上野田地区、富田中部地区の12地区